

平成23年度

ホームレスの実態に関する全国調査
(生活実態調査)

実施要領 (案)

目 次

I	ホームレスの実態に関する全国調査実施要領	1
II	ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査票)	(略)
III	都道府県における事務	6
IV	市区町村(指定都市・中核市を含む)における事務	8
V	調査員の行う業務	10
参考 1	調査員の選考及び配置	13
2	調査員の災害補償	15
付 1	生活実態調査員証	16
2	送付票	17
	・「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」の概要	(略)
	・「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」	(略)

I ホームレスの実態に関する全国調査実施要領

I 調査の目的

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成 15 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の見直しを検討するにあたって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的とする。

II 調査の客体

- (1) 法第 2 条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいるホームレス」とする。

(2) 調査方法

国が都道府県に対し調査を委託し、都道府県の管内市区町村が調査を実施する。

イ. 生活実態調査については調査票に基づく個別面接調査とする。

ロ. 調査対象自治体は、東京都 23 区・政令指定都市及び平成 23 年 1 月調査において 50 名以上のホームレス数の報告のあった市とし、調査対象目標数は、次表の通りとする。

ハ. 本調査の対象者の選定に当たっては、地域の実情を考慮しながら以下の点について留意すること。

- ・ 定住型のホームレスに偏らないよう、可能な限り移動型のホームレスも選定すること。

なお、定住型とは、テント・小屋がけ等固定的な住みかをもっている者とし、移動型とは、それ以外の者とする。

- ・ 可能な限りホームレスの生活場所（①～ハに規定する「都市公園」等の 5 区分）や生活地域（市街地・郊外）の分布に即して調査客体を選定すること。

※サンプル抽出方法を細かく設定する必要があるのではないか。

ニ. 調査は、調査班（2 人以上 1 組）を編成し、班において実施。

ホ. 調査員の選考に当たっては、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情を考慮し、適切な者を選考、配置する。その際、NPO 団体等の民間団体の活用も考慮する。

※適切な者の選考の基準をもっと明確に示すべきではないか。

ヘ. 調査員に対しては、事前に調査の趣旨、調査内容と方法、調査員と

しての心得や注意事項等を周知させる。特に調査手法については、調査の事前説明や面接調査の仕方等の事前トレーニングを行うなど調査員への十分な周知を行うことが必要。

※事前トレーニングの基準・方法を明確に示すべきではないか。

ト. 事前調査として、調査日前に調査対象者となるホームレスに対し、調査の実施について周知し、協力を求めるとともに、できる限りホームレスとのコミュニケーションを図っておく。

※コミュニケーションの基準・方法を明確に示すべきではないか。

チ. 24年1月末を目途に都道府県において集計できるように調査日程を定めること。

リ. 調査する時間帯は、事前調査の結果に基づき、相手方の了解を得て、より効果的に調査ができる時間帯で実施する。

調査対象自治体（東京都23区、政令指定都市及び前回調査において50人以上確認された自治体）の前回調査におけるホームレス数及び調査目標数

市 区 名	H 2 3 年 1 月 調 査	今回調査目標数
東 京 都 2 3 区	2, 3 9 6人	— 人
大 阪 市	2, 1 7 1人	— 人
横 浜 市	6 9 1人	— 人
川 崎 市	5 9 8人	— 人
名古屋 市	4 4 6人	— 人
福岡 市	2 7 0人	— 人
京 都 市	2 6 7人	— 人
さいたま 市	1 1 1人	— 人
北 九 州 市	1 0 8人	— 人
神 戸 市	1 0 4人	— 人
札幌 市	7 4人	— 人
堺 市	6 3人	— 人
広島 市	6 1人	— 人
千葉 市	5 5人	— 人
浜 松 市	4 8人	— 人
相 模 原 市	3 1人	— 人
静 岡 市	3 0人	— 人
岡 山 市	2 1人	— 人
新 潟 市	1 9人	— 人
市 川 市	1 4 9人	— 人
尼 崎 市	1 0 1人	— 人
戸 田 市	9 2人	— 人
平 塚 市	9 1人	— 人
川 口 市	7 3人	— 人
府 中 市	7 1人	— 人
那 覇 市	6 9人	— 人
厚 木 市	6 3人	— 人
船 橋 市	5 0人	— 人
豊 橋 市	5 0人	— 人
計	8, 3 7 3人 (7 6 . 9 %)	1, 1 0 0人
全 国 計	1 0, 8 9 0人 (1 0 0 . 0 %)	1, 1 0 0人

Ⅲ 調査期日

平成24年1月に実施

Ⅳ. 調査事項

① 路上での生活について

- ・ 現在の野宿場所、野宿形態 問1・2
- ・ 野宿生活の期間 問3・4・5
- ・ 収入の有無、仕事内容 問6・7
- ・ 野宿生活での困りごと 問8

② 路上（野宿）生活までのいきさつ

- ・ 野宿生活直前の仕事 問9
- ・ 野宿生活直前の居住形態 問10
- ・ 野宿生活直前の居住地域 問11
- ・ 過去における最長職 問12
- ・ 最長職の居住形態 問13
- ・ 最長職の居住地域 問14
- ・ 野宿生活に至った理由 問15
- ・ 路上生活後の地域移動 問16
- ・ 路上生活をしている地域に到来した理由 問17
- ・ 特定地域での就労求職状況 問18

③ 健康状態

- ・ 現在の健康状態 問19
- ・ 症状の有無 問20
- ・ 診断歴の有無 問21
- ・ 路上生活での入院歴 問22
- ・ 障害の有無（障害者手帳等の有無） 問23

④ 福祉制度

- ・ 総合相談の利用 問24
- ・ シェルターの利用 問25
- ・ 自立支援センターの利用 問26
- ・ 生活保護制度の活用 問27
- ・ その他の支援策の利用 問28

⑤ 自立について

- ・ 今後の生活の希望 問29

- ・ 今後の住居の希望 問 3 0 ・ 3 1
- ・ 現在の求職活動、希望職種、就労のための支援 問 3 2
- ・ 資格、免許等の有無 問 3 3
- ・ 今後取得したい資格・免許等 問 3 4
- ・ 民間賃貸住宅等に関する情報提供の状況 問 3 5

⑥ 生活歴

- ・ 出身地 問 3 6
- ・ 結婚（内縁）の有無 問 3 7
- ・ 家族の有無及び連絡の有無 問 3 8
- ・ 年金保険料の納付の有無 問 3 9
- ・ 借金の有無と額 問 4 0
- ・ 最終学歴 問 4 1

⑦ その他

- ・ 人権相談 問 4 2
- ・ 行政への要望 問 4 3

⑧ 追加問

- ・ 公的機関の利用状況 問 4 4
- ・ 民間支援団体の利用状況 問 4 5
- ・ 今後利用したい支援 問 4 6
- ・ 民間支援団体を知った手段 問 4 7

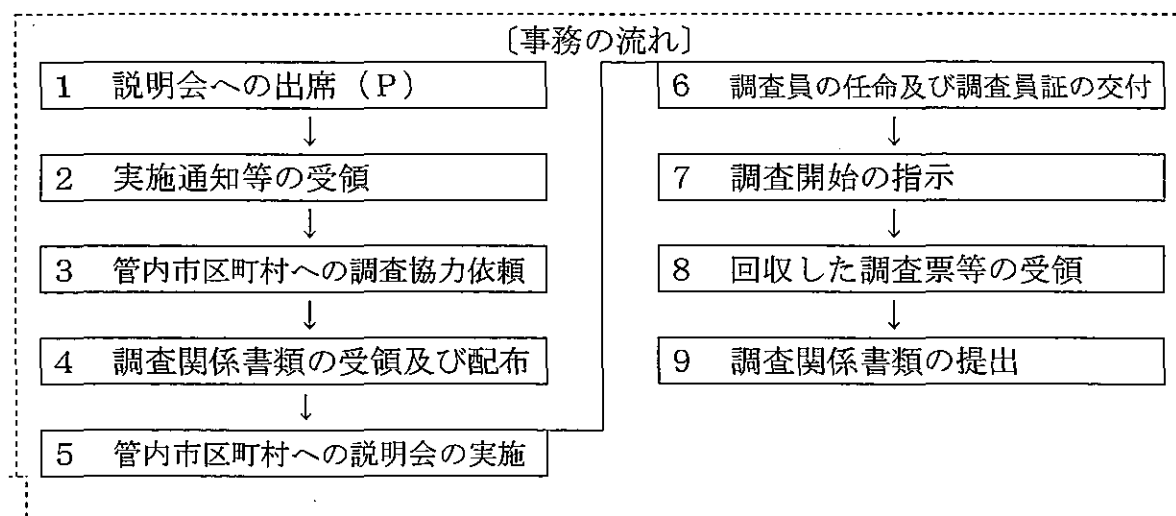
V. 集計方法及び結果の公表

- (1) 集計は都道府県から報告されたデータを国において一括集計する。
- (2) 集計後、調査結果を公表する。

※Ⅱ ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査票）…（略）

Ⅲ 都道府県における事務

ホームレスの実態に関する全国調査の実施に係る説明会（以下「説明会」とする）における説明を受けて、次に示す事務を行う。



1. 説明会への出席（P）

厚生労働省が開催する説明会に出席する。

2. 実施通知等の受領

厚生労働省から「ホームレスの実態に関する全国調査の実施について」（通知）を受領し、調査の概要を把握するとともに、都道府県管内の市区町村（指定都市・中核市も含む。以下同じ）に対して、調査の実施について連絡する。

3. 管内市区町村への調査協力依頼

都道府県管内市区町村に対し調査の協力依頼を行う。

4. 調査関係書類の受領及び配布

厚生労働省から以下の関係書類を受領し、都道府県管内の市区町村に配布する。

- （1）ホームレスの実態に関する全国調査・実施要項
- （2）ホームレスの実態に関する全国調査・調査の手引

(3) ホームレスの実態に関する全国調査・調査票

(4) ホームレスの実態に関する全国調査・調査員証

※調査員証は、生活実態調査を実施する市区に対し、都道府県知事が調査員を任命した後、各市区に配布する。

5. 管内市区町村への説明会の実施

説明会において示された調査内容をもとに管内市区町村に対し調査の目的、調査方法等の調査に関する説明を行い、調査の協力を依頼する。

6. 調査員の任命及び調査員証の交付

各市区町村において選定された調査員について、任命手続きを行い、生活実態調査を行う市区に調査員証を交付する。

7. 調査開始の指示

平成24年1月末日までの間に一定の期間を示して調査日を指示する。

8. 回収した調査票等の受領

調査終了後、管内市区町村から「生活実態調査票」を受領する。

9. 調査関係書類の提出

提出された調査関係書類を取りまとめ、送付票を作成し、下記の期日までに調査関係書類を厚生労働省社会・援護局地域福祉課に提出する。

・ ホームレスの実態に関する調査（生活実態調査票） 平成24年2月16日

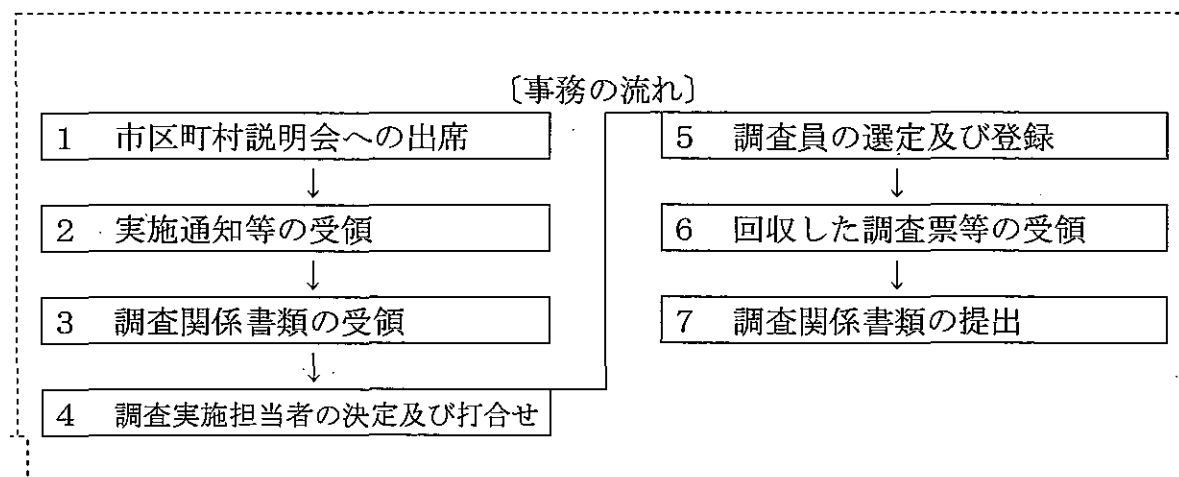
※送付にあたっての注意事項

(1) 梱包は、搬送の途中で破損などしないよう厳重に行う。

(2) 調査票は梱包したら「ホームレス実態調査」と明記するとともに、梱包が2個以上にわたるときは「○個のうち△個」と付記する

Ⅳ 市区町村（指定都市・中核市を含む）における事務

都道府県が開催する「ホームレス実態調査管内市区町村説明会（以下「市区町村説明会」とする）における説明を受けて、次に示す事務を行う。



1. 市区町村説明会への出席

都道府県が開催する市区町村説明会に出席する。

2. 実施通知等の受領

都道府県から、調査の実施方法等について記載された実施通知を受ける。

3. 調査関係書類の受領

都道府県から以下の関係書類を受領する。

- (1) ホームレスの実態に関する全国調査・実施要項
- (2) ホームレスの実態に関する全国調査・調査の手引
- (3) ホームレスの実態に関する全国調査・調査票
- (4) ホームレスの実態に関する全国調査・調査員証

※調査員証は、生活実態調査を実施する市区に対し、都道府県知事が調査員を任命した後、各市区に配布する。

4. 調査実施担当者の決定及び打合せ

調査を実施する組織及び担当者を決定し、調査実施要領をもとに調査の方法、調査場所の選定、調査担当者の決定等を行う。

調査担当者の選考に当たっては、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情を考慮し、適切な者を選考、配置する。その際、NPO 団体等民間団体の活用も考慮する。

イ. 本調査の対象者の選定に当たっては、地域の実情を考慮しながら以下の点について留意すること。

- ・ 定住型のホームレスに偏らないよう、可能な限り移動型のホームレスも選定すること。

なお、定住型とは、テント・小屋がけ等固定的な住みかをもっている者とし、移動型とは、それ以外の者とする。

- ・ 可能な限りホームレスの生活場所（①～ハに規定する「都市公園」等の5区分）や生活地域（市街地・郊外）の分布に即して調査客体を選定すること。

ロ. 調査は、調査班（2人以上1組）を編成し、班において実施。

ハ. 事前調査として、調査日前に調査対象者となるホームレスに対し、調査の実施について周知し、協力を求めるとともに、できる限りホームレスとのコミュニケーションを図っておく。

ニ. 調査する時間帯は、事前調査の結果に基づき、相手方の了解を得て、より効果的に調査ができる時間帯で実施する。

5. 調査員の選定及び登録

各市区町村において調査員を選定し、都道府県へ登録する。

6. 回収した調査票等の受領

調査終了後、ホームレスの人数の報告を受ける。また「生活実態調査票」を受領する。

7. 調査関係書類の提出

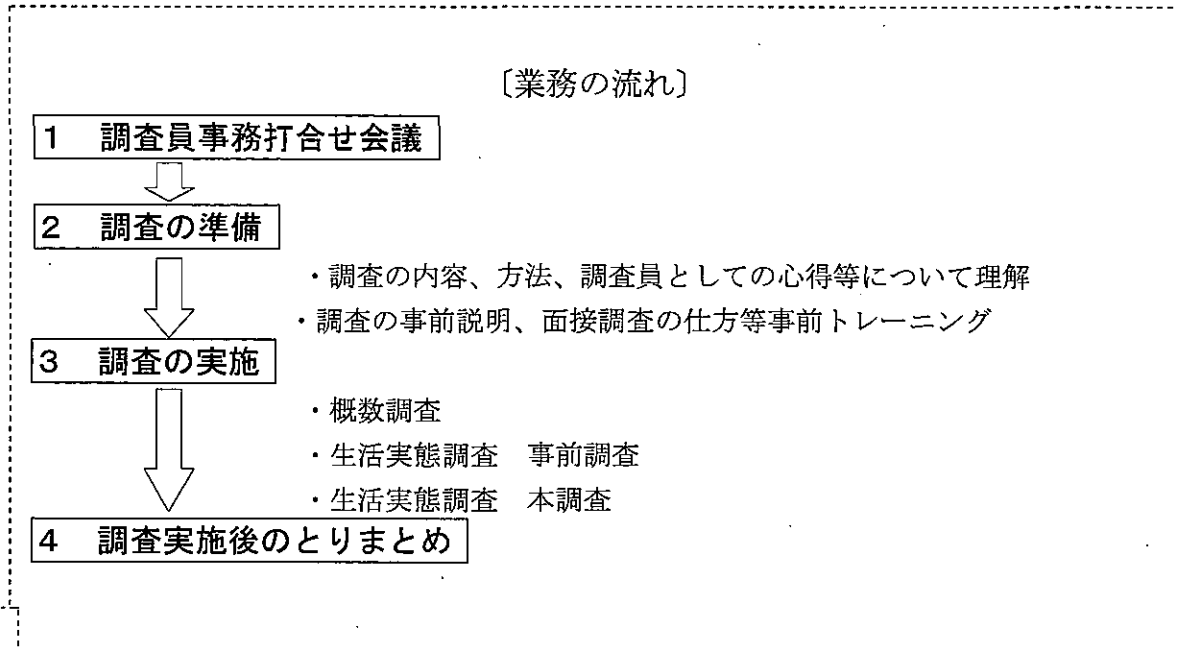
提出された調査関係書類のうち、記入もれ等をチェックした後に、送付票を作成し、所定の期日までに都道府県に提出する。

※送付にあたっての注意事項

- （1）梱包は、搬送の途中で破損などしないよう厳重に行う。
- （2）調査票は梱包したら「ホームレス実態調査」と明記するとともに、梱包が2個以上にわたるときは「○個のうち△個」と付記する。

V 調査員の行う業務

調査事務打合せ会議での説明を受けて、以下の業務を実施してください。



1. 調査員事務打合せ会議

(1) 調査員事務打合せ会議への参加

調査員は、市区町村が実施する調査員事務打合せ会議に出席し、調査の日時、調査の進め方、調査員の心得などについて説明を受ける。

(2) 調査の手引及び調査員証の受け取り

調査の手引及び調査員証を受け取る。調査員証は有効期限内は大切に保管し、調査実施に当たっては、常に携帯する。

2. 調査の準備

(1) 調査の方法等の理解

ホームレス実態調査の趣旨、調査の内容と方法、調査員としての心得等について理解する。調査実施時に解決の困難な問題が生じた場合や、疑問が生じたときのために、市区町村担当者の連絡先を『調査の手引』の所定の欄（最後のページ）に書き留める。

(2) 調査日の業務内容等の確認

調査における調査内容・調査方法及び調査日当日の業務内容等について確認しておく。

(3) 調査の準備活動

- ・市区は調査地域を各ブロック毎に区分けしており、自己の調査対象ブロックを確認しておく。
- ・調査対象ブロックの地図、調査票等を確認しておく。
- ・調査は、調査班（2人以上1組）を編成し、班によって行うこととなるため、班員の確認、調査業務の分担をあらかじめ行う。
- ・調査員は、調査の趣旨、調査内容、調査員としての心得や注意事項等を十分周知しておく。
- ・面接調査の手法については、事前トレーニングを実施するなど調査員に対し十分周知しておく。

3. 調査の実施

(1) 市区町村（調査担当者）からの調査票等の受け取り

市区町村（調査担当者）から、調査票、ブロック地図・記入用筆記用具及び送付票を受け取る。

(2) 調査の実施

- ・東京都23区、政令指定都市及び平成23年1月調査において50名以上のホームレス数の報告のあった市において、調査票に基づく個別面接調査を実施。
- ・事前調査として各担当ブロック内のホームレスに対し、調査の実施について周知し、協力を求めるとともに、できる限りホームレスとのコミュニケーションを図る。
- ・本調査の対象者の選定に当たっては、地域の実情を考慮しながら以下の点について留意すること。
 - ・定住型のホームレスに偏らないよう、可能な限り移動型のホームレスも選定すること。
なお、定住型とは、テント・小屋がけ等固定的な住みかをもっている者とし、移動型とは、それ以外の者とする。
 - ・可能な限りホームレスの生活場所（①に規定する「都市公園」等の5区分）や生活地域（市街地・郊外）の分布に即して調査客体を選定すること。
- ・調査する時間帯は、事前調査の結果に基づき、相手方の了解を得て、より効果的に調査ができる時間帯で実施する。

(3) 調査票等の配布と調査への協力依頼

ホームレスに調査実施日前に調査への協力をお願いすることとしているが、調査実施日において調査への協力が得られない場合、調査の趣旨についてよく説明して理解が得られるよう努める。それでも協力が得られないときは、やむを得ず調査の実施は行わなくてもよい。

(4) ホームレスからの質問への応答

ホームレスからの質問に対して応答する。質疑応答例については別冊『調査の手引』の「Ⅳ 調査員対応事例集」を参照する。調査員対応事例集に無い質問については、市区町村の担当者に確認し、対応する。

4. 調査実施後のとりまとめ

(1) 生活実態調査の提出

各調査票に記入漏れや誤記入がないか確認し、各ブロック毎にまとめ市区担当者に提出する。

(2) 調査票の枚数の把握

次の調査票の枚数を各個人毎に確認する。

- 1) 配布された調査票枚数
- 2) 聞き取り調査を実施し記入した調査票枚数
- 3) 記入しなかった調査票枚数

(3) 市区町村（調査担当者）への調査票等の受け渡し

調査関係書類を各調査地域（ブロック）毎にまとめ受け渡す。

参考 1 調査員の選考及び配置

このことについては、昭和 61 年 4 月 21 日付け統管発第 15 号・第 16 号厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長通知により、次の取扱指針が、各都道府県・指定都市の衛生・民生主管部(局)長あて通知されている。

「厚生統計調査に係る統計調査員の選考及び配置について」(取扱指針)

- 1 厚生統計調査に係る統計調査員(以下「統計調査員」という。)は、都道府県知事、指定都市市長及び保健所を設置する市(区)の市(区)長が任命するものとしており、その身分は特別職に属する臨時又は非常勤の地方公務員であること。(地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号)
- 2 統計調査員の選考に当たっては、厚生統計調査の円滑な実施、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情等を十分考慮し、適切な者を選考、配置すること。この場合、一般的な選考基準として次のような点を参考にすること。
 - (1)民間人を原則とすること。
 - (2)おおむね満 20 歳以上満 65 歳以下の者であること。
 - (3)統計調査に対する協力の熱意のあること。
 - (4)調査対象者から信頼を得られる者であること。
 - (5)調査方法及び内容を正しく理解し、かつ、これを忠実に実行できる者であること。
 - (6)調査対象者に特別な利害関係のない者であること。
- 3 厚生統計調査は、健康、医療、福祉、年金、所得等、広範かつ専門的な分野にわたっており、調査を円滑に実施するためには、統計調査員が個々の調査票の内容を理解できる者であることが必要であることから、地方公共団体の職員(一般職の地方公務員。以下「職員」という。)を統計調査員として選考する場合は、次の点について留意する必要があること。
 - (1)営利企業等への従事許可
職員が統計調査員として職務に従事する場合には、正規の勤務時間の内外を問わず、地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づく、報酬を得て他の事務に従事する営利企業等の従事制限について、任命権者の許可が必要であること。
 - (2)職務専念義務の免除
職員が統計調査員としての職務に正規の勤務時間内(ただし、年次有給休暇の場合は除く。以下同じ。)に従事する場合には、地方公務員法第 35 条に基づく、任命権者からの職務専念義務免除が必要であること。

(3)併給の取扱

職員が統計調査員としての職務に正規の勤務時間内に従事する場合には報酬の受給については、本務について勤務につかなかった時間に対する給与について調整する必要があること。

(4)その他

職員が統計調査員としての職務に従事する場合、関係法令を遵守するよう指導、監督をされたいこと。

参考 2 調査員の災害補償

参考 1 の「1」でいう統計調査員が、国の統計調査の業務に従事している際に受けた災害に係る保障については、次により取り扱われる。

- 1 まず、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条の規定に基づき当該統計調査員の任命期間(知事・市長・区長)が制定している補償条例により、公務災害補償が行われる。
- 2 1 により公務災害補償を行った知事・市長・区長は「統計調査員公務災害補償費交付要綱」(昭和 46 年 3 月 22 日行政管理庁)に基づいて、国に対し、公務災害補償として支出した経費の全部又は一部について交付を求めることができる。

＊ 同要綱は、本来、都道府県知事任命の統計調査員を対象として制定されたものであるが、昭和 55 年 4 月以降、当分の間、厚生省所管の統計調査については、指定都市の市長、保健所設置市の市長又は特別区の区長が任命した統計調査員にも適用されることとなっている。

[参考] 認定基準の要旨

○「公務災害」とは、統計調査員に遂行すべきものとして割り当てられた職務に起因し、又は当該職務と相当因果関係をもって発生した負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。

○原則として・公務上のものとする負傷

- (1) 統計調査員に割り当てられた職務(指示による統計調査員訓練会への出席を含む。)を遂行している場合(天災地変による場合及び偶発的な事故による場合を除く。)に発生した負傷
- (2) 担当外の職務を遂行している場合に発生した負傷のときは、その職務遂行が公務達成のため善意の行為によるものと確認された負傷
- (3) 職務の遂行に伴う怨念によって発生した負傷ほか

○原則として公務上のものとする疾病

- (1) 公務上の負傷に起因する疾病
- (2) 職務に従事してり患した伝染病又は風土病ほか

○ 公務上の廃疾及び死亡

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した廃疾又は死亡

- ◎ 認定に当たっては、統計調査員の住居等と用務先との間の往復途上であって、合理的な経路及び方法によっている場合、職務の遂行中とみなす。ただし、統計調査員が、その往復の経路を逸脱し、又は中断した場合は、職務の遂行中とはみなさない。

付 1 生活実態調査員証

表面

第	号	ホームスの実態に関する全国調査 生活実態調査員証
		氏名 _____
この者は、ホームスの実態に関する全国調査生活実態調査員であることを証明する。		
任命期間		年 月 日から 年 月 日まで
年	月	_____ 印

裏面

注意事項
1 この調査事務を行うときは、この調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この調査員証を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この調査員証は、調査員の身分を失ったとき、又は調査業務の終了その他の事由のときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
統計法（抄）
第 14 条 ……総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。
第 15 条の 2 何人も、……報告徴収によって得られた統計報告を、統計上の目的以外に使用してはならない。（後略）
【 連絡先（担当部局） 】

付 2 送付票

送付票 様式 1 (市区→都道府県→厚生労働省)

平成 24 年 月 日

_____ 殿

都道府県名
市 区 名 _____

ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）について（送付）

標記調査票（総数）を次のとおり送付します。

	調 査 票
担当調査員から回収した調査票	部

